【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月24日
【計算期間】	第6期　（自　平成24年2月28日　至　平成25年2月25日）
【ファンド名】	UBS海外株式ファンド　Aコース為替ヘッジあり（野村SMA向け）／ Bコース為替ヘッジなし（野村SMA向け）
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　岡村　進
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト　スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ。
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドはMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックス(注1)をベンチマーク(注2)とし、同インデックスを上回る投資成果を目指します。

(注1) MSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックス※は、日本を除く先進国で構成された株式市場の規模（時価総額）等を勘案してMSCI Inc.が開発した指数です。
※MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

(注2) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準となる指標をいいます。なお、ベンチマークは、各国株式市場の構造変化やインデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。

②信託金限度額

各ファンド5,000億円を上限とします。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

《商品分類》

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／海外／株式に属します。
以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞
《UBS海外株式ファンドA（SMA）およびUBS海外株式ファンドB（SMA）共通》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする

＜属性区分表＞

《UBS海外株式ファンドA（SMA）》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式 一般）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《UBS海外株式ファンドB（SMA）》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式 一般）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの

その他資産（投資信託証券（株式　一般））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）に投資する
年1回	年1回決算する
グローバル（除く日本）	組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

１）MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界株式市場における発行体の株式を主要投資対象とします。（注3）
市場価格と投資価値の乖離を超過収益の源泉とし、アクティブ運用によりベンチマーク対比の超過収益の獲得を目指します。

市場価格と投資価値の格差

市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となります。
将来のキャッシュフローを生み出すファンダメンタル分析をベースとして投資価値を算出し、個別銘柄、業種、地域／国、通貨の全てのレベルにおいて、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益を追求します。

株式市場では、長期的・平均的には企業ファンダメンタルズを反映した価格に収斂していくものの、一時的もしくは銘柄によってはファンダメンタルズから乖離した価格形成が生じることがあります。市場のこうした部分的非効率性に着目し、一貫した投資判断基準を導入することにより、ファンダメンタルズから見て、割安に放置された銘柄に投資することで、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益が獲得できるというのが基本的な考え方です。

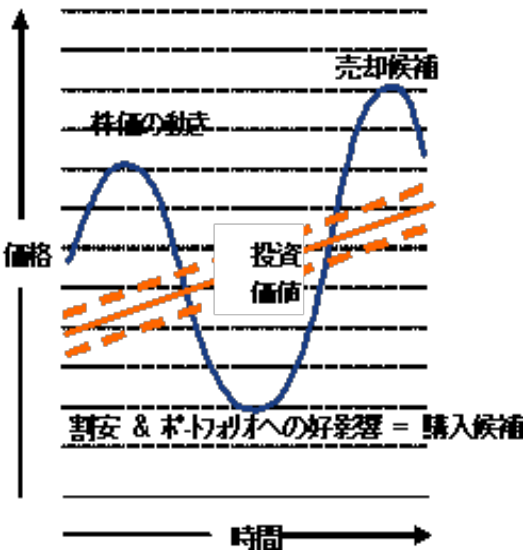

※ 上記の図は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、実際の動きとは異なります。

（注3）ファンドは、UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006受益証券への投資を通じて表記の投資対象に投資します。なお、世界の株式等に直接投資することがあります。

２）《UBS海外株式ファンドA（SMA）》

ＭＳＣＩコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ヘッジ・円換算ベース）(注4) をベンチマークとします。

《UBS海外株式ファンドB（SMA）》

ＭＳＣＩコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円換算ベース）(注4) をベンチマークとします。

（注4）　《UBS海外株式ファンドA（SMA）》
「MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ヘッジ・円換算ベース）」は、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円ヘッジベースを算出し、円換算したものです。
《UBS海外株式ファンドB（SMA）》
「MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円換算ベース）」は、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円換算したものです。

３）ファンダメンタル・リサーチを重視したプロセスに従って、最適なポートフォリオの構築を行います。

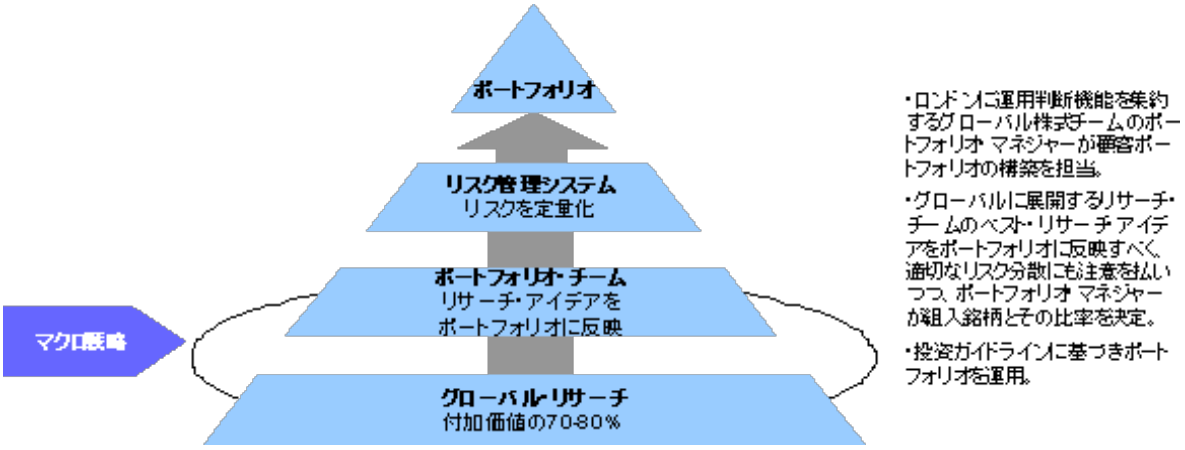

４）《UBS海外株式ファンドA（SMA）》

信託財産に属する実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産にかかる対円での為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスの資産配分をベースに行いますが、一部の通貨に対しては、先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジ（当該一部の通貨に代えてその通貨と相関が高いと判断される通貨で行う対円での為替ヘッジ）を行う場合があります。

《UBS海外株式ファンドB（SMA）》

信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外国為替市場動向等により、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

５）株式の実質組入比率については原則として高位を維持します。
ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

６）UBSグローバル・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。（注）

商　号　：　UBS Global Asset Management (UK) Ltd

所 在 地　：　21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom

委託内容　：　有価証券等および通貨の運用

（注）　UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006の運用指図に関する権

限を上記に委託します。

(2)【ファンドの沿革】

平成19年10月30日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み

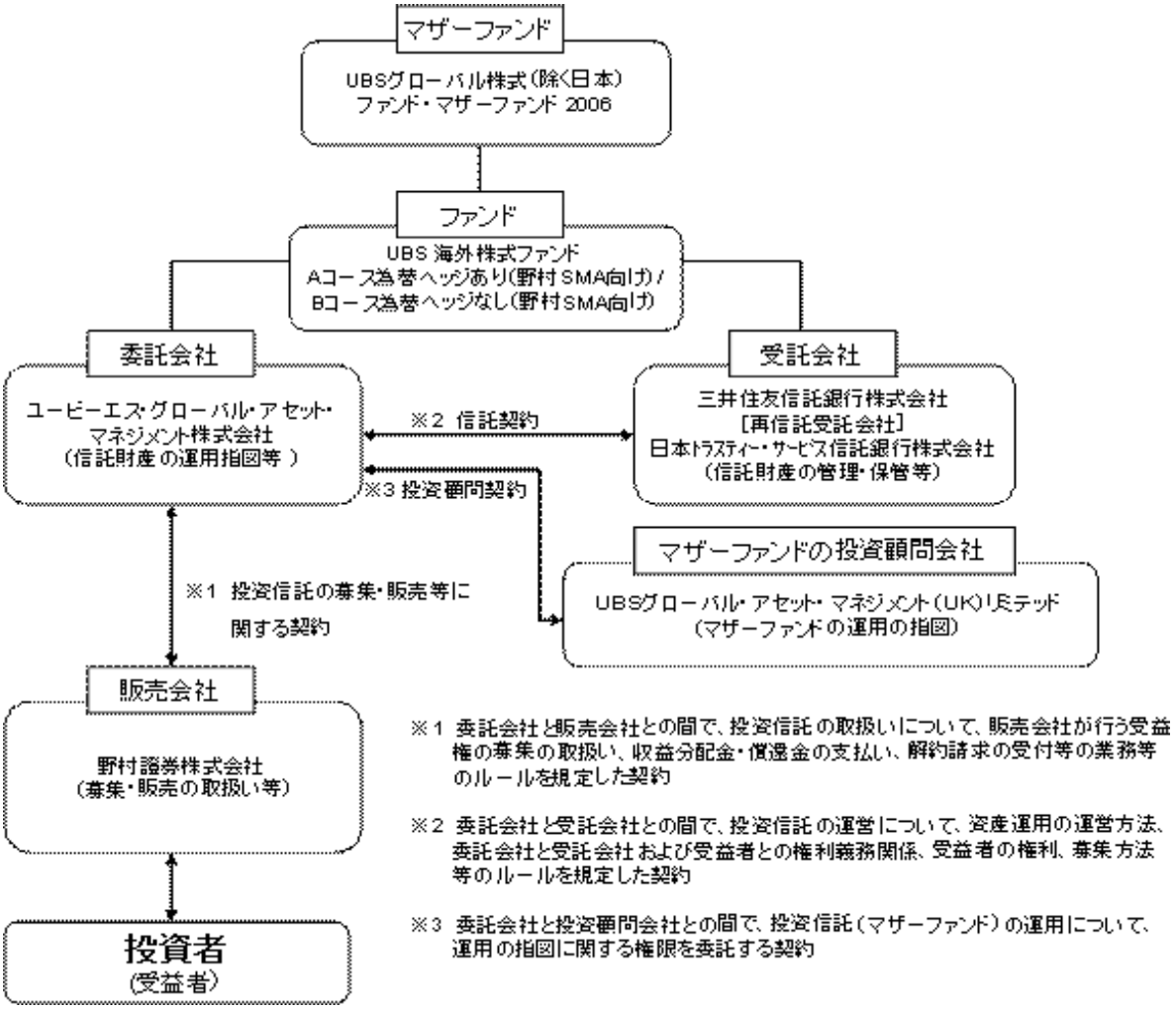

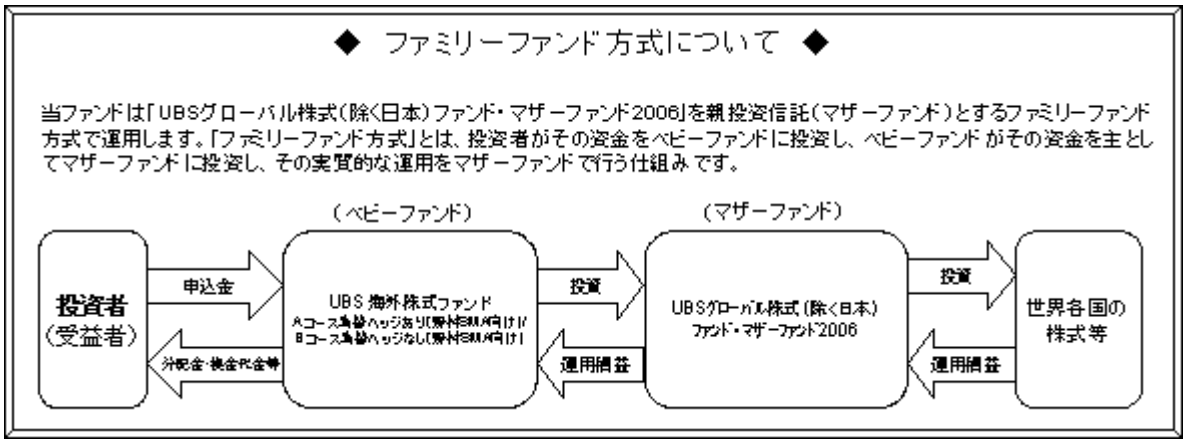

②委託会社の概況（平成25年3月末現在）

1）資本金

22億円

2）沿革

平成 8年4月 1日　ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日　ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日　ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日　ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
商号変更

３）大株主の状況

株 主 名	住　所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

ＵＢＳグループについて

◆ ＵＢＳグループは、スイスを本拠地として、およそ50ヵ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約63,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などの業務を展開しています。（2012年12月末日現在）

◆ ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント・グループはＵＢＳグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約55兆円の運用資産を運用するグローバルな資産運用会社です。（2012年12月末日現在）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006受益証券を主要投資対象とします。なお、世界の株式等に直接投資することがあります。
② 原則としてマザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する日本を除く世界株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の収益向上につとめます。
③ マザーファンドへの組入れは高位を維持することを基本とします。

参考：マザーファンドの投資方針

① 主としてMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界株式市場における発行体の株式等に投資します。
② この投資信託は、日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、収益向上につとめます。
③ 投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。
④ 信託財産に属する外貨建資産については、外国為替市場動向等により、弾力的に対円での為替ヘッジを行うことがあります。
⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。
⑥ 運用については、UBSグローバル・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3.約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

4.金銭債権

② 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６の受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に信託金を投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」（投資法人債券を除きます。）といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

③ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

④ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替

相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

⑥ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入有価証券を売付けることの指図をすることができます。

⑦ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

⑧ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

参考：マザーファンドの投資対象

[投資対象とする資産の種類]

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
   (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
   (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
   (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
   (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
   (5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
   (6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
   (7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
   (8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
   (9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3.約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

4.金銭債権

② 次に掲げる特定資産以外の資産

1．為替手形

[有価証券]

委託会社（運用の指図に関する権限の委託先を含みます。）は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に信託金を投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

① 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

② 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

③ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定

めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

④ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

⑤ 委託会社は、信託財産の効率的運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入有価証券を売付けることの指図をすることができます。

⑥ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

(3)【運用体制】

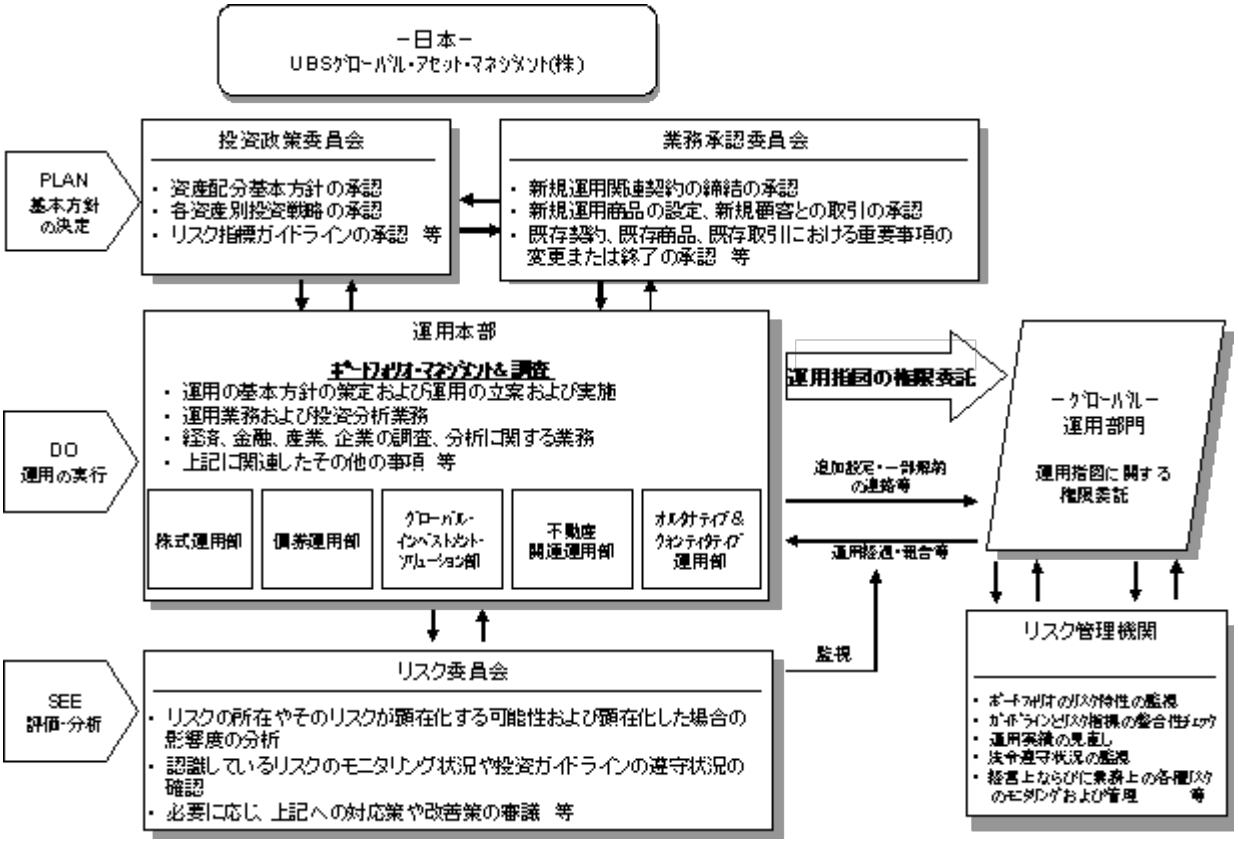

（平成25年3月末現在）

※上記の体制は今後変更される場合があります。

<u>＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞</u>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<u>＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞</u>

<u>投資政策委員会：</u>

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

<u>業務承認委員会：</u>

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管

理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）収益分配金は、税金を差引いた後、原則として自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

※　その他の投資制限は、前記「（2）投資対象」[その他の投資対象]をご覧ください。

参考：マザーファンドの主な投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純

資産総額の10%以内とします。

⑤　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

※その他の投資制限は、前記「（2）投資対象」参考：マザーファンドの投資対象［その他の投資対象］をご覧ください。

[法令による投資制限]

① 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、主に世界の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

《株式の価格変動リスク》

◆ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

《為替変動リスク》

外貨建資産を円ベースにした場合、その資産価値は為替レートの変動により影響を受けることになります。とりわけ為替ヘッジを行わないUBS海外株式ファンドB（SMA）においては、円と投資対象通貨との間の為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。
また、UBS海外株式ファンドA（SMA）においては、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたっては、為替ヘッジコストの発生等が基準価額の変動要因となるなど、すべての為替変動リスクを回避できるわけではありません。

《カントリー・リスク》

投資対象国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

《解約によるファンドの資金流出に伴うリスク》

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

《その他》

（短期金融商品の信用リスク）

・ ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（買付および換金申込に係る制限）

・ 買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受付けません。

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

（クーリング・オフ）

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（分配金に関する留意点）

- 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

- 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

・換金手数料はありません。
・信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜年率0.93%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。（年率表示、カッコ内は税抜き表示）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.8190 % (0.78 %)	0.0525 % (0.05 %)	0.1050 % (0.10 %)
100億円超300億円以下の部分	0.8400 % (0.80 %)	0.0525 % (0.05 %)	0.0840 % (0.08 %)
300億円超500億円以下の部分	0.8610 % (0.82 %)	0.0525 % (0.05 %)	0.0630 % (0.06 %)
500億円超の部分	0.8715 % (0.83 %)	0.0525 % (0.05 %)	0.0525 % (0.05 %)

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下①および②までの費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

① 売買委託手数料
組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

② 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

③ 監査費用
信託財産に係る監査報酬。

④ その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1．受益権の管理事務に関連する費用
2．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3．投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および上記1から6の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。
上記③および上記1から6の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※上記①および②の手数料等は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法は表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計については、保有期間等により異なりますので表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

（収益分配時）

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

（一部解約時および償還時）

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

③個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④収益分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が分配金を受け取る際、
(イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
(ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ＞

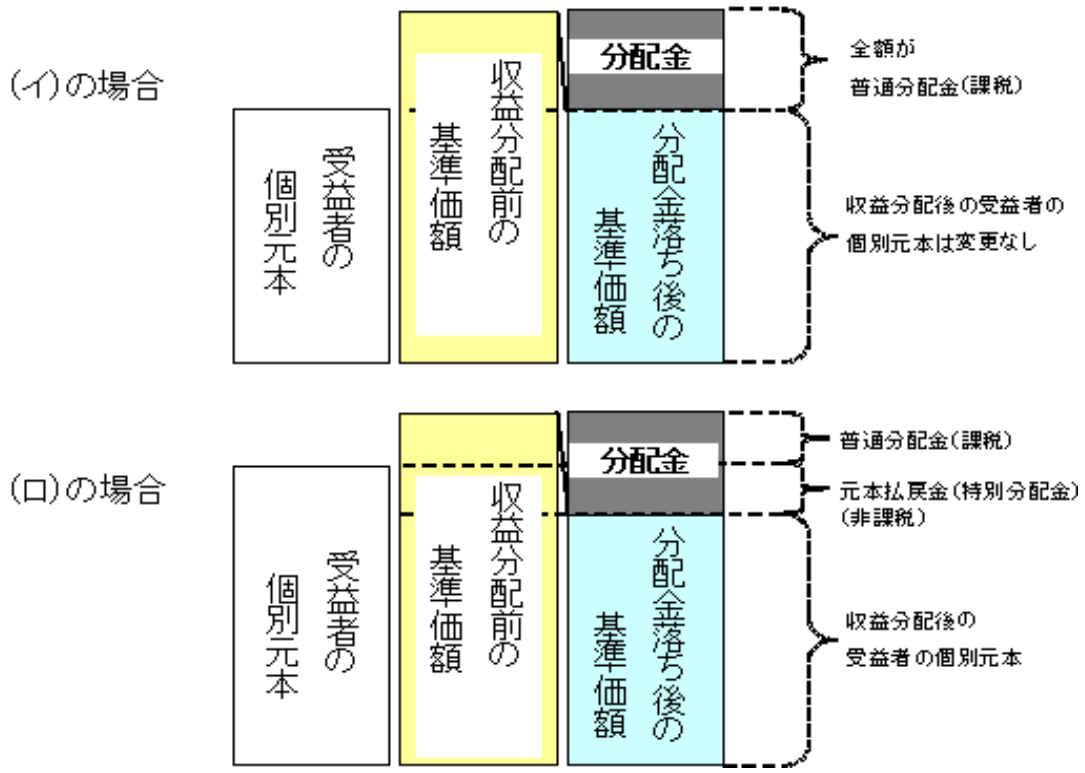

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ございません。
換金時	信託財産留保額	ございません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に対し年率0.9765%(税抜年率0.93%)を乗じて得た額とします。 内訳（年率表示、カッコ内は税抜表示） 純資産総額のうち：100億円以下の部分 0.8190%（0.78%）／100億円超300億円以下の部分 0.8400%（0.80%）／300億円超500億円以下の部分 0.8610%（0.82%）／500億円超の部分 0.8715%（0.83%） 販売会社：0.0525%（0.05%）／0.0525%（0.05%）／0.0525%（0.05%）／0.0525%（0.05%） 受託会社：0.1050%（0.10%）／0.0840%（0.08%）／0.0630%（0.06%）／0.0525%（0.05%） ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	・監査費用および法定手続き（書類の作成、印刷、交付）等に関する費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料および先物取引・オプション取引等に要する費用等、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度ファンドから支払われます。（信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。）

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

※上記は平成25年3月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ＵＢＳ海外株式ファンド Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	471,447,665	97.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	13,700,567	2.82
合計（純資産総額）	―	485,148,232	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＵＢＳ海外株式ファンド Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	692,823,370	99.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	5,207,682	0.74
合計（純資産総額）	―	698,031,052	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６

（2013年3月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	506,605,925	43.51
	イギリス	146,108,709	12.54
	スイス	64,337,623	5.52
	ドイツ	64,039,752	5.50
	オランダ	53,326,251	4.58
	アイルランド	48,202,023	4.14
	カナダ	38,207,698	3.28
	フランス	33,548,571	2.88
	ノルウェー	31,867,092	2.73
	香港	21,592,992	1.85
	オーストラリア	16,433,972	1.41
	フィンランド	15,291,661	1.31
	スペイン	14,620,127	1.25
	リベリア	14,371,968	1.23
	バミューダ	14,082,106	1.20
	イタリア	13,532,549	1.16
	スウェーデン	7,785,096	0.66
	デンマーク	7,781,181	0.66
	小 計	1,111,735,296	95.49
投資証券	オーストラリア	14,818,189	1.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	37,686,930	3.23
合計（純資産総額）	―	1,164,240,415	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注2) 「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。以下同じです。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＵＢＳ海外株式ファンド Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６	503,414,485	0.9264	466,391,991	0.9365	471,447,665	97.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＵＢＳ海外株式ファンド Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６	739,800,716	0.9176	678,883,006	0.9365	692,823,370	99.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

ＵＢＳ海外株式ファンド Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.17
合計	97.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

（2013年3月29日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2013年3月29日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

為替予約（2013年3月29日現在）

資産の種類			数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	米ドル	3,593,000.00	342,391,342	337,706,070	△69.60
		イギリス・ポンド	345,000.00	49,314,300	49,338,450	△10.16
		ユーロ	771,000.00	96,277,083	93,082,830	△19.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

該当事項はありません。（2013年3月29日現在）

（参考）ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６

① 投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細　（2013年3月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	391	63,938.01	24,999,762	74,678.51	29,199,301	2.50
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	4,263	5,799.23	24,722,126	6,810.07	29,031,371	2.49
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	35,864	644.21	23,104,306	658.39	23,612,599	2.02
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	23,286	863.25	20,101,751	1,005.69	23,418,706	2.01
ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	11,340	1,741.55	19,749,246	2,059.80	23,358,143	2.00
アメリカ	株式	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	家庭用品・パーソナル用品	3,190	7,191.06	22,939,490	7,247.49	23,119,502	1.98
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC COMPANY	資本財	10,500	1,922.38	20,185,011	2,174.43	22,831,578	1.96
アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	6,400	3,180.77	20,356,934	3,478.90	22,265,020	1.91
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,282	5,409.37	17,753,572	6,691.03	21,959,993	1.88
アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	2,690	6,921.13	18,617,865	8,074.19	21,719,577	1.86
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	52,400	350.75	18,379,446	412.08	21,592,992	1.85
アメリカ	株式	HORMEL FOODS CORP	食品・飲料・タバコ	5,300	2,908.02	15,412,537	3,886.14	20,596,573	1.76
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,630	2,822.44	21,535,221	2,690.77	20,530,578	1.76
アイルランド	株式	COVIDIEN PLC	ヘルスケア機器・サービス	3,057	5,251.75	16,054,605	6,380.35	19,504,736	1.67
フランス	株式	CARREFOUR SA	食品・生活必需品小売り	7,538	2,138.12	16,117,211	2,578.18	19,434,389	1.66
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	4,800	3,042.51	14,604,084	3,951.04	18,964,994	1.62
オランダ	株式	HEINEKEN NV	食品・飲料・タバコ	2,610	5,505.28	14,368,801	7,098.92	18,528,191	1.59
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	3,430	5,374.95	18,436,104	5,380.60	18,455,459	1.58

オランダ	株式	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV-CL A	素材	3,094	4,522.86	13,993,742	5,952.42	18,416,801	1.58
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	5,940	2,889.21	17,161,943	3,041.57	18,066,967	1.55
イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	食品・飲料・タバコ	5,411	3,516.00	19,025,127	3,291.24	17,808,945	1.52
アイルランド	株式	INGERSOLL-RAND PLC	資本財	3,420	4,140.08	14,159,077	5,173.69	17,694,021	1.51
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,350	6,130.17	14,405,920	7,193.88	16,905,628	1.45
イギリス	株式	SABMILLER PLC	食品・飲料・タバコ	3,378	4,077.19	13,772,770	4,959.06	16,751,712	1.43
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	3,710	4,221.90	15,663,265	4,463.61	16,560,004	1.42
オーストラリア	株式	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	銀行	5,882	2,331.71	13,715,137	2,793.94	16,433,972	1.41
アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,480	9,510.33	14,075,297	11,100.72	16,429,067	1.41
オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	2,988	5,175.69	15,464,976	5,482.34	16,381,259	1.40
アメリカ	株式	SYMANTEC CORPORATION	ソフトウェア・サービス	7,050	1,819.86	12,830,065	2,321.15	16,364,135	1.40
アメリカ	株式	HESS CORP	エネルギー	2,370	5,534.84	13,117,576	6,734.92	15,961,761	1.37

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注)業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。以下同じです。

種類別及び業種別投資比率（2013年3月29日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	資本財	13.84
		エネルギー	9.34
		ソフトウェア・サービス	9.31
		食品・飲料・タバコ	8.82
		銀行	7.77
		保険	7.43
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.51
		ヘルスケア機器・サービス	5.32
		素材	5.26
		家庭用品・パーソナル用品	4.07
		各種金融	3.52
		電気通信サービス	3.21
		メディア	2.99
		半導体・半導体製造装置	2.71
		食品・生活必需品小売り	1.66
		公益事業	1.53
		消費者サービス	1.23
		自動車・自動車部品	0.89
投資証券	外国		1.27
合計			96.76

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。（2013年3月29日現在）

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。（2013年3月29日現在）

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2013年3月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

ＵＢＳ海外株式ファンド Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額（円）（分配落）	1口当たり純資産額（円）（分配付）
第1期計算期間末（2008年2月25日）	32	32	0.8544	0.8544
第2期計算期間末（2009年2月25日）	110	110	0.5384	0.5384
第3期計算期間末（2010年2月25日）	209	209	0.8687	0.8687
第4期計算期間末（2011年2月25日）	304	304	1.0062	1.0062
第5期計算期間末（2012年2月27日）	354	354	0.9868	0.9868
第6期計算期間末（2013年2月25日）	470	470	1.0807	1.0807
2012年3月末日	379	－	0.9942	－
2012年4月末日	399	－	0.9856	－
2012年5月末日	331	－	0.9033	－
2012年6月末日	352	－	0.9065	－
2012年7月末日	364	－	0.9452	－
2012年8月末日	372	－	0.9636	－
2012年9月末日	385	－	0.9964	－
2012年10月末日	391	－	0.9939	－
2012年11月末日	394	－	1.0036	－
2012年12月末日	388	－	1.0136	－
2013年1月末日	444	－	1.0899	－
2013年2月末日	469	－	1.0776	－
2013年3月29日	485	－	1.1037	－

ＵＢＳ海外株式ファンド Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額（円）（分配落）	1口当たり純資産額（円）（分配付）
第1期計算期間末（2008年2月25日）	330	330	0.8084	0.8084
第2期計算期間末（2009年2月25日）	261	261	0.4088	0.4088
第3期計算期間末（2010年2月25日）	377	377	0.6246	0.6246

第4期計算期間末 （2011年2月25日）	332	332	0.6664	0.6664
第5期計算期間末 （2012年2月27日）	439	439	0.6392	0.6392
第6期計算期間末 （2013年2月25日）	515	515	0.7953	0.7953
2012年3月末日	384	－	0.6503	－
2012年4月末日	389	－	0.6366	－
2012年5月末日	338	－	0.5549	－
2012年6月末日	315	－	0.5611	－
2012年7月末日	321	－	0.5761	－
2012年8月末日	327	－	0.5932	－
2012年9月末日	337	－	0.6113	－
2012年10月末日	357	－	0.6261	－
2012年11月末日	371	－	0.6506	－
2012年12月末日	402	－	0.6960	－
2013年1月末日	433	－	0.7844	－
2013年2月末日	668	－	0.7797	－
2013年3月29日	698	－	0.8039	－

②【分配の推移】

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

期間	収益率（%）
第1期計算期間	△14.6
第2期計算期間	△37.0
第3期計算期間	61.3
第4期計算期間	15.8
第5期計算期間	△1.9
第6期計算期間	9.5

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

期間	収益率（%）
第1期計算期間	△19.2
第2期計算期間	△49.4
第3期計算期間	52.8
第4期計算期間	6.7
第5期計算期間	△4.1
第6期計算期間	24.4

(4)　【設定及び解約の実績】

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	37,680,829	27,428
第2期計算期間	199,073,527	31,817,218
第3期計算期間	100,434,080	63,609,387
第4期計算期間	150,348,581	89,148,524
第5期計算期間	330,442,909	274,598,534
第6期計算期間	156,454,618	79,747,464

（注1）第１期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
（注2）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	408,889,340	611,253
第2期計算期間	573,442,211	342,286,348
第3期計算期間	130,064,786	165,056,258
第4期計算期間	85,672,103	191,035,953
第5期計算期間	1,221,215,736	1,032,263,701
第6期計算期間	175,261,725	215,450,597

（注1）第１期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
（注2）本邦外における設定および解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移（2013年3月29日現在）

＜UBS海外株式ファンドA(SMA)＞

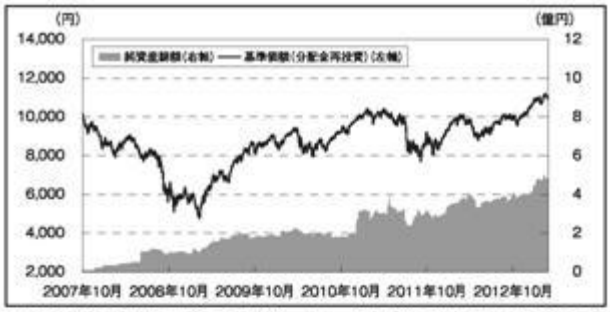

＜UBS海外株式ファンドB(SMA)＞

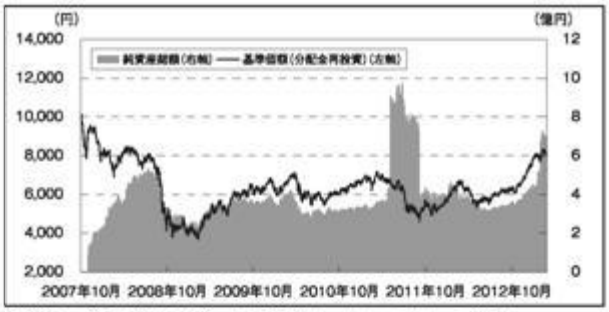

※基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（１万口当たり、税引前）

＜UBS海外株式ファンドA(SMA)＞

2009年2月	0円
2010年2月	0円
2011年2月	0円
2012年2月	0円
2013年2月	0円
設定来累計	0円

＜UBS海外株式ファンドB(SMA)＞

2009年2月	0円
2010年2月	0円
2011年2月	0円
2012年2月	0円
2013年2月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2013年3月29日現在）

組入上位10銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2.50
2	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	2.49
3	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	2.02
4	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	2.01
5	ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	2.00
6	アメリカ	株式	THE PROCTER&GAMBLE COMPANY	家庭用品・パーソナル用品	1.98
7	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC COMPANY	資本財	1.96
8	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	1.91
9	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	1.88
10	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	1.86

国／地域別投資比率

順位	国／地域	投資比率(%)
1	アメリカ	43.51
2	イギリス	12.54
3	スイス	5.52
4	ドイツ	5.50
5	オランダ	4.58
その他の国		25.09
現金・預金・その他の資産		3.23
合計		100.00

※UBS海外株式ファンドA(SMA)についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを97.17%組入れており、UBS海外株式ファンドB(SMA)についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.25%組入れております。
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

年間収益率の推移（2013年3月29日現在）

＜UBS海外株式ファンドA(SMA)＞

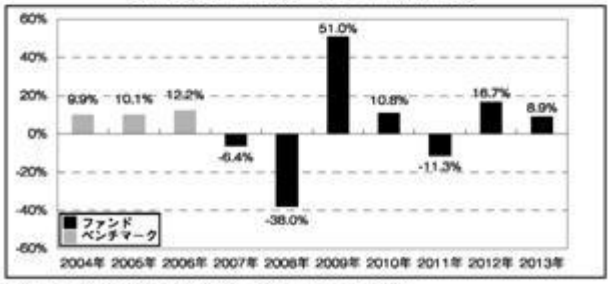

＜UBS海外株式ファンドB(SMA)＞

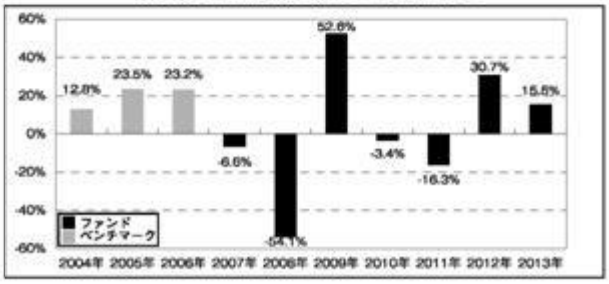

※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※2007年については、当初設定日（2007年10月30日）から年末まで、2013年は年初から3月末までの騰落率。
※2006年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。
※ベンチマークの騰落率は、UBS海外株式ファンドA(SMA)については、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円ヘッジベースを算出し、円換算したもの。UBS海外株式ファンドB(SMA)については、MSCI Kokusai Indexを委託会社において円換算したもの。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（申込期間）

・ 平成25年5月25日から平成25年11月22日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（申込の受付）

・ 買付申込は、販売会社の所定の方法に基づき行うものとします。
・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
・ 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したもの）を、当日の受付け分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
※ 買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（口座開設）

・ 買付は、販売会社にＳＭＡ（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した者等に限るものとします。
・ ファンドは「自動けいぞく投資コース」専用ですので、販売会社と「積立投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約を締結していただきます。また、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

（申込単位）

・ 1円以上1円単位
ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（申込価額）

・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(当初元本1口＝1円)

（申込手数料）

・ ありません。

（受付中止・取消）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買付申込の受付けを中止することおよび既に受付けた買付申込の受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

・ ご換金方法は、「解約請求」および「買取請求」による方法があります。
・ 原則としていつでもご換金の申込みを行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合には、ご換金の申込みの受付は行いません。
・ 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた解約の請求（当該解約の請求にかかる販売会社所定の事務手続が完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎての解約の請求は翌営業日（ただし、上記のご換金の申込みの受付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

（換金単位）

・ 1口単位とします。

（解約の価額）

・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
　※　換金時の費用や税金についての詳細は前記「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金」をご覧ください。
　※　詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（支払開始日）

・ 解約申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

（受付中止・取消）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受付けを中止することおよび既に受付けた解約請求を取り消すことがあります。
・ 解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受付けたものとし、解約の価額は、当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

※換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金およ

びその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。
委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。ただし、後記[信託の終了]による場合はこの限りではありません。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

(5)【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

ａ． 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ． 委託会社は、前記ａ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ． 前記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ． 前記ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ． 前記ｃ．からｄ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を

解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

ａ． 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ． 委託会社は、前記ａ．の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ． 前記 ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ． 前記ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ． 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ． 前記ｂ．からｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ． 前記ａ．からｅ．にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

i．委託会社と販売会社との間で締結する「証券投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

ii．マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は税引後、原則として自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において行うものとします。

受託会社は一部解約金について、換金申込受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについて、その責任を負いません。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5) 信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「[信託の終

了](信託契約の解約)ｂ.」または「[信託約款の変更]ｂ.」に規定する書面に付記します。

第３【ファンドの経理状況】

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成24年2月28日から平成25年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,202,228	4,457,411
親投資信託受益証券	370,442,367	521,577,315
派生商品評価勘定	―	59,529
未収入金	2,000,000	2,000,000
未収利息	3	6
流動資産合計	374,644,598	528,094,261
資産合計	374,644,598	528,094,261
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,048,462	54,922,554
未払金	―	508,817
未払受託者報酬	160,142	209,199
未払委託者報酬	1,329,102	1,736,334
その他未払費用	60,094	94,866
流動負債合計	20,597,800	57,471,770
負債合計	20,597,800	57,471,770
純資産の部		
元本等		
元本	358,778,835	435,485,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,732,037	35,136,502
（分配準備積立金）	32,296,843	63,833,814
元本等合計	354,046,798	470,622,491
純資産合計	354,046,798	470,622,491
負債純資産合計	374,644,598	528,094,261

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
営業収益		
受取利息	1,413	1,647
有価証券売買等損益	7,391,820	99,934,948
為替差損益	△2,110,170	△60,945,394
営業収益合計	5,283,063	38,991,201
営業費用		
受託者報酬	316,035	399,524
委託者報酬	2,622,963	3,315,938
その他費用	134,965	172,245
営業費用合計	3,073,963	3,887,707
営業利益又は営業損失（△）	2,209,100	35,103,494
経常利益又は経常損失（△）	2,209,100	35,103,494
当期純利益又は当期純損失（△）	2,209,100	35,103,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△10,531,755	△2,489,551
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,880,228	△4,732,037
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,502,001	2,275,494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,502,001	1,205,427
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	1,070,067
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,855,121	―
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,855,121	―
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,732,037	35,136,502

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.収益及び費用の計上基準
為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)計算期間末日の取扱い
平成24年2月25日が休日のため、前計算期間末日を平成24年2月27日としております。このため当計算期間は364日となっております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

5.追加情報
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	358,778,835口	435,485,989口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,732,037円です。	―
3.計算期間末日における１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9868円 (9,868円)	1.0807円 (10,807円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(5,192,760円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(7,548,095円)、信託約款に規定される収益調整金(57,806,911円)、および分配準備積立金(19,555,988円)より分配対象収益は90,103,754円(１万口当たり2,511円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,048,988円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(29,544,057円)、信託約款に規定される収益調整金(83,335,541円)、および分配準備積立金(26,240,769円)より分配対象収益は147,169,355円(１万口当たり3,379円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.05%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)
Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資証券です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,685,099	101,993,835
合計	19,685,099	101,993,835

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
前期（平成24年 2月27日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	米ドル	231,800,300	－	242,856,250	△11,055,950
	ユーロ	63,705,515	－	69,012,470	△5,306,955
	イギリス・ポンド	35,753,463	－	38,439,020	△2,685,557
	合計	331,259,278	－	350,307,740	△19,048,462

当期（平成25年 2月25日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	米ドル	331,011,464	－	371,027,250	△40,015,786
	ユーロ	95,039,886	－	107,055,150	△12,015,264
	イギリス・ポンド	51,380,515	－	54,212,490	△2,831,975
	合計	477,431,865	－	532,294,890	△54,863,025

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
前期（自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日）
該当事項はありません。

当期（自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日）
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
元本の推移		
期首元本額	302,934,460円	358,778,835円
期中追加設定元本額	330,442,909円	156,454,618円
期中一部解約元本額	274,598,534円	79,747,464円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６	563,501,853	521,577,315	
合計			521,577,315	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

次へ

ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成24年2月28日から平成25年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

【ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,475,894	6,817,618
親投資信託受益証券	436,871,375	508,332,172
未収入金	3,000,000	2,000,000
未収利息	3	9
流動資産合計	442,347,272	517,149,799
資産合計	442,347,272	517,149,799
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	261,480	199,797
未払委託者報酬	2,170,195	1,658,214
その他未払費用	102,459	92,449
流動負債合計	2,534,134	1,950,460
負債合計	2,534,134	1,950,460
純資産の部		
元本等		
元本	688,030,663	647,841,791
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△248,217,525	△132,642,452
（分配準備積立金）	7,482,957	80,733,846
元本等合計	439,813,138	515,199,339
純資産合計	439,813,138	515,199,339
負債純資産合計	442,347,272	517,149,799

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
営業収益		
受取利息	1,094	1,564
有価証券売買等損益	△151,714,467	91,460,797
営業収益合計	△151,713,373	91,462,361
営業費用		
受託者報酬	572,531	386,274
委託者報酬	4,751,838	3,205,929
その他費用	245,791	170,942
営業費用合計	5,570,160	3,763,145
営業利益又は営業損失（△）	△157,283,533	87,699,216
経常利益又は経常損失（△）	△157,283,533	87,699,216
当期純利益又は当期純損失（△）	△157,283,533	87,699,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△151,460,141	2,637,239
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△166,473,722	△248,217,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	355,889,908	77,697,459
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	355,889,908	77,697,459
剰余金減少額又は欠損金増加額	431,810,319	47,184,363
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	431,810,319	47,184,363
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△248,217,525	△132,642,452

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)計算期間末日の取扱い
平成24年2月25日が休日のため、前計算期間末日を平成24年2月27日としております。このため当計算期間は364日となっております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

3.追加情報
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	688,030,663口	647,841,791口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は248,217,525円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は132,642,452円です。
3.計算期間末日における１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6392円 (6,392円)	0.7953円 (7,953円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,298,188円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(21,929,329円)、および分配準備積立金(5,184,769円)より分配対象収益は29,412,286円(１万口当たり427円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,280,922円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(67,218,963円)、信託約款に規定される収益調整金(22,639,263円)、および分配準備積立金(5,233,961円)より分配対象収益は103,373,109円(１万口当たり1,595円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.05%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資証券です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成24年 2月27日現在	当期 平成25年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,781,209	88,310,082
合計	1,781,209	88,310,082

(デリバティブ取引等に関する注記)
前期（平成24年 2月27日現在)
該当事項はありません。

当期（平成25年 2月25日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
前期（自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日)
該当事項はありません。

当期（自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	当期 自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
元本の推移		
期首元本額	499,078,628円	688,030,663円
期中追加設定元本額	1,221,215,736円	175,261,725円
期中一部解約元本額	1,032,263,701円	215,450,597円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６	549,192,062	508,332,172	
合計			508,332,172	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

(参考情報)
当ファンドは「ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成24年 2月27日現在	平成25年 2月25日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	20,952,614	16,090,612
コール・ローン	63,584	5,231,744
株式	778,397,439	997,484,754
投資証券	6,289,557	13,593,576
未収入金	17,243,434	―
未収配当金	1,297,709	1,478,564
未収利息	―	7
流動資産合計	824,244,337	1,033,879,257
資産合計	824,244,337	1,033,879,257
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	60,633	―
未払金	11,922,444	―
未払解約金	5,000,000	4,000,000
流動負債合計	16,983,077	4,000,000
負債合計	16,983,077	4,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,097,191,822	1,112,693,915
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△289,930,562	△82,814,658
元本等合計	807,261,260	1,029,879,257
純資産合計	807,261,260	1,029,879,257
負債純資産合計	824,244,337	1,033,879,257

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
株式、投資証券
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準
(1)配当株式の計上基準
配当株式は、原則として配当株式に伴う費用が確定した段階で、株式の配当落ち日翌日に計上した数量に相当する券面額または発行価額を計上しております。
(2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)外貨建取引等の処理基準
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

6.追加情報
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年 2月27日現在	平成25年 2月25日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	1,097,191,822口	1,112,693,915口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は289,930,562円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は82,814,658円です。
3.計算期間末日における１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7358円 (7,358円)	0.9256円 (9,256円)

(金融商品に関する注記)
Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、投資証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、投資証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年 2月27日現在	平成25年 2月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	―

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成24年 2月27日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	平成25年 2月25日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	46,176,805	80,037,767
投資証券	1,890	2,245,627
合計	46,178,695	82,283,394

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
平成24年 2月27日現在

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売　建 米ドル	8,900,000	―	8,960,633	△60,633
	合計	8,900,000	―	8,960,633	△60,633

平成25年 2月25日現在
該当事項はありません。

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しておりま

す。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日
該当事項はありません。

自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日	自 平成24年 2月28日 至 平成25年 2月25日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,559,663,198円	1,097,191,822円
期中追加設定元本額	1,547,771,839円	383,136,647円
期中一部解約元本額	2,010,243,215円	367,634,554円
2.計算期間末日における元本の内訳		
ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）	503,455,242円	563,501,853円
ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）	593,736,580円	549,192,062円
合計	1,097,191,822円	1,112,693,915円

(3) 附属明細表
第１ 有価証券明細表
① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	HESS CORP	2,170	66.03	143,285.10	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,390	83.61	116,217.90	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV-CL A	2,794	59.32	165,740.08	
	BOEING CO	2,390	76.66	183,217.40	
	GENERAL ELECTRIC COMPANY	9,600	23.39	224,544.00	
	INGERSOLL-RAND PLC	3,120	52.61	164,143.20	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	63.50	120,650.00	
	OWENS CORNING INC	3,820	40.15	153,373.00	
	TEXTRON INC	2,650	29.14	77,221.00	
	THE TIMKEN COMPANY	1,510	54.25	81,917.50	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	4,200	33.73	141,666.00	
	COMCAST CORP-CL A	4,400	39.91	175,604.00	
	VIACOM INC-CLASS B	2,550	59.02	150,501.00	
	HORMEL FOODS CORP	4,900	37.13	181,937.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,330	113.97	151,580.10	
	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	2,900	76.99	223,271.00	
	COVIDIEN PLC	2,857	62.79	179,391.03	
	MCKESSON CORP	1,650	103.66	171,039.00	
	ST JUDE MEDICAL INC	2,520	41.18	103,773.60	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	3,130	54.47	170,491.10	
	WELLPOINT INC	2,720	61.92	168,422.40	
	ABBOTT LABORATORIES	2,920	34.55	100,886.00	
	ABBVIE INC	2,920	38.46	112,303.20	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	2,150	72.95	156,842.50	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	2,080	62.90	130,832.00	
	WELLS FARGO COMPANY	7,000	35.82	250,740.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,410	48.91	166,783.10	
	AON PLC	1,600	60.79	97,264.00	
	CHUBB CORP	1,400	84.57	118,398.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	1,340	74.80	100,232.00	
	FACEBOOK INC-A	2,870	27.13	77,863.10	
	GOOGLE INC-CL A	351	799.71	280,698.21	
	MICROSOFT CORP	6,930	27.76	192,376.80	
	ORACLE CORPORATION	5,440	34.75	189,040.00	
	SYMANTEC CORPORATION	6,450	22.93	147,898.50	
	VERIFONE SYSTEMS INC	2,700	18.92	51,084.00	
	MDU RESOURCES GROUP INC	3,750	24.25	90,937.50	
	ATMEL CORPORATION	10,500	6.77	71,085.00	
	XILINX INC	2,930	37.96	111,222.80	
	小計			5,694,472.12 (535,735,937)	
カナダ・ドル	CANADIAN OIL SANDS LTD	7,050	20.64	145,512.00	
	PETROBAKKEN ENERGY LTD	8,193	7.90	64,724.70	
	PETROMINERALES LTD	4,795	8.74	41,908.30	

	SUNCOR ENERGY INC	4,200	31.95	134,190.00
	小計			386,335.00 (35,531,229)
ユーロ	KONINKLIJKE DSM NV	2,173	44.65	97,024.45
	FIAT INDUSTRIAL SPA	11,700	9.31	108,985.50
	OBRASCON HUARTE LAIN S.A.	4,324	24.75	107,019.00
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	1,878	59.09	110,971.02
	VOLKSWAGEN AG-PF	510	163.80	83,538.00
	CARREFOUR SA	6,890	21.00	144,690.00
	HEINEKEN NV	2,386	54.90	130,991.40
	BEIERSDORF AG	1,898	65.04	123,445.92
	BAYER AG-REG	1,323	73.00	96,579.00
	DEUTSCHE BANK AG-REG	2,781	35.47	98,642.07
	SAMPO OYJ-A SHS	3,864	28.59	110,471.76
	E.ON SE	4,520	12.86	58,127.20
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	11,696	6.37	74,526.91
	小計			1,345,012.23 (166,862,217)
イギリス・ポンド	BP PLC	32,762	4.44	145,479.66
	RIO TINTO PLC	2,693	34.76	93,608.68
	XSTRATA PLC	8,059	11.19	90,180.21
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	4,947	23.79	117,689.13
	SABMILLER PLC	3,091	32.38	100,086.58
	BARCLAYS PLC	30,997	3.07	95,160.79
	HSBC HOLDINGS PLC	21,268	7.21	153,427.35
	VODAFONE GROUP PLC	48,393	1.63	78,904.78
	小計			874,537.18 (124,481,622)
スイス・フラン	NESTLE SA-REG	3,892	64.40	250,644.80
	NOVARTIS AG-REG	2,999	64.10	192,235.90
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	4,945	26.35	130,300.75
	小計			573,181.45 (57,902,790)
スウェーデン・クローネ	LUNDIN PETROLEUM AB	3,040	151.40	460,256.00
	小計			460,256.00 (6,756,558)
ノルウェー・クローネ	STATOIL ASA	3,433	142.20	488,172.60
	TELENOR ASA	10,358	122.90	1,272,998.20
	小計			1,761,170.80 (29,217,823)
デンマーク・クローネ	FLSMIDTH & CO A/S	1,183	392.50	464,327.50
	小計			464,327.50 (7,721,766)
オーストラリア・ドル	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	5,382	28.16	151,557.12
	小計			151,557.12 (14,672,244)
香港ドル	AIA GROUP LTD	48,000	31.95	1,533,600.00

	小計			1,533,600.00 (18,602,568)	
合計				997,484,754 (997,484,754)	

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	オーストラリア・ドル	WESTFIELD GROUP	12,765	140,415.00	
		小計		140,415.00 (13,593,576)	
合計				13,593,576 (13,593,576)	

(注)
1.投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
2.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
3.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式	39銘柄	100.0%	―	53.0%
カナダ・ドル	株式	4銘柄	100.0%	―	3.5%
ユーロ	株式	13銘柄	100.0%	―	16.5%
イギリス・ポンド	株式	8銘柄	100.0%	―	12.3%
スイス・フラン	株式	3銘柄	100.0%	―	5.7%
スウェーデン・クローネ	株式	1銘柄	100.0%	―	0.7%
ノルウェー・クローネ	株式	2銘柄	100.0%	―	2.9%
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄	100.0%	―	0.8%
オーストラリア・ドル	株式 投資証券	1銘柄 1銘柄	51.9% ―	― 48.1%	2.8%
香港ドル	株式	1銘柄	100.0%	―	1.8%

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年3月29日現在）

ＵＢＳ海外株式ファンド Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）

Ⅰ 資産総額	485,595,262 円
Ⅱ 負債総額	447,030 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	485,148,232 円
Ⅳ 発行済口数	439,564,747 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1037 円

ＵＢＳ海外株式ファンド Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）

Ⅰ 資産総額	698,633,168 円
Ⅱ 負債総額	602,116 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	698,031,052 円
Ⅳ 発行済口数	868,283,148 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8039 円

（参考）「ＵＢＳグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド２００６」

Ⅰ 資産総額	1,164,240,415 円
Ⅱ 負債総額	－ 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,164,240,415 円
Ⅳ 発行済口数	1,243,215,201 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9365 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当ありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一

部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】（平成25年3月末現在）

ａ 資本金の額　22億円

ｂ 会社が発行する株式総数　86,400株

ｃ 発行済株式総数　21,600株

ｄ 資本金の額の増減（最近5年間）　該当事項はありません。

ｅ 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

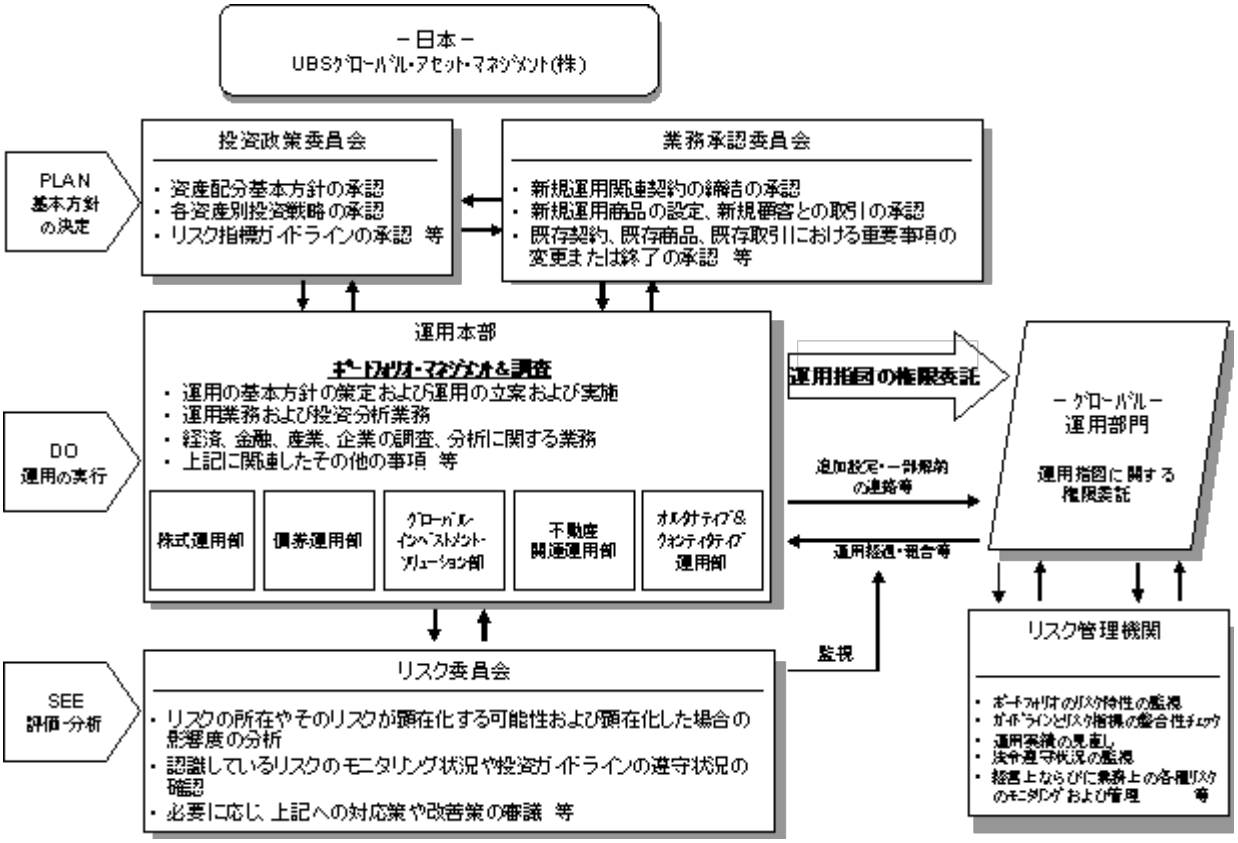

（平成25年3月末現在）

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年3月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド本数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	78	1,090,416
合計	78	1,090,416

3【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第16期（平成23年3月31日）		第17期（平成24年3月31日）	
科 目	注記番号	内 訳	金 額（千円）	内 訳	金 額（千円）
（ 資 産 の 部 ）					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		3,501,780		4,527,037
未 収 入 金	*1		146,056		236,315
未 収 委 託 者 報 酬			1,775,081		1,166,243
未 収 運 用 受 託 報 酬	*1		336,934		412,520
そ の 他 未 収 収 益	*1		543,280		755,597
繰 延 税 金 資 産			138,400		97,190
そ の 他			29,500		8,893
流 動 資 産 計			6,471,034		7,203,797
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			621,100		533,670
繰 延 税 金 資 産		576,100		488,670	
ゴ ル フ 会 員 権		45,000		45,000	
固 定 資 産 計			621,100		533,670
資 産 合 計			7,092,134		7,737,467

期別		第16期（平成23年3月31日）		第17期（平成24年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			88,427		145,046
未払費用	*1		1,725,001		1,350,117
未払消費税			35,098		21,288
未払法人税等			683,561		337,901
賞与引当金			137,694		122,466
その他			1,085		3,249
流動負債計			2,670,868		1,980,069
固定負債					
退職給付引当金			226,539		291,417
固定負債計			226,539		291,417
負債合計			2,897,407		2,271,487
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,994,727		3,265,979
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純資産合計			4,194,727		5,465,979
負債・純資産合計			7,092,134		7,737,467

(2) 【損益計算書】

期別		第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）		第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬		9,217,542		8,948,072	
運用受託報酬	*1	1,781,675		1,523,631	
その他営業収益	*1	1,903,468		2,079,932	
営業収益計			12,902,686		12,551,636
営業費用					
支払手数料			4,505,445		4,481,341
広告宣伝費			169,891		143,998
調査費			76,555		76,822
営業雑経費			61,581		91,557
通信費		5,236		6,321	
印刷費		2,899		2,383	
協会費		18,598		19,197	
その他	*1	34,845		63,653	
営業費用計			4,813,473		4,793,720
一般管理費					
給料			2,809,103		2,769,198
役員報酬		270,801		229,059	
給料・手当	*1	1,618,194		1,760,034	
賞与	*1	920,107		780,105	
交際費			42,685		49,888
旅費交通費			73,588		82,604
租税公課			40,230		37,564
不動産賃借料			279,923		259,656
退職給付費用			196,591		265,690
事務委託費	*1		2,040,221		1,884,416
諸経費			51,240		75,972
一般管理費計			5,533,585		5,424,992
営業利益			2,555,626		2,332,923
営業外収益					
受取利息		798		338	
為替差益		24,194		24,163	
雑収入		2,141		1,187	
営業外収益計			27,135		25,688
経常利益			2,582,762		2,358,612
税引前当期純利益			2,582,762		2,358,612
法人税、住民税及び事業税			1,264,249		958,720
法人税等調整額			△123,800		128,640
当期純利益			1,442,312		1,271,252

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本			第16期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
資本金	当期首残高		2,200,000	2,200,000
	当期変動額		－	－
	当期末残高		2,200,000	2,200,000
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高		550,000	550,000
	当期変動額		－	－
	当期末残高		550,000	550,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高		1,546,814	1,444,727
	当期変動額	剰余金の配当	△1,544,400	－
		当期純利益	1,442,312	1,271,252
	当期末残高		1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当期首残高		2,096,814	1,994,727
	当期変動額		△102,087	1,271,252
	当期末残高		1,994,727	3,265,979
株主資本合計	当期首残高		4,296,814	4,194,727
	当期変動額		△102,087	1,271,252
	当期末残高		4,194,727	5,465,979
純資産合計	当期首残高		4,296,814	4,194,727
	当期変動額		△102,087	1,271,252
	当期末残高		4,194,727	5,465,979

重要な会計方針

1．　引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
6,411千円	7,876千円

（2）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追 加 情 報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第16期 （自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日）	第17期 （自　平成23年4月　1日 至　平成24年3月31日）
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	543,280	543,280	-
資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	683,561	683,561	-
負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	543,280	-
合計	6,157,075	-

第17期（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

（退職給付関係）

1．　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　退職給付債務に関する事項　（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	536,656	513,386
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

3．　退職給付費用に関する事項　（単位：千円）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	△2,537	△3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	40,425	-
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	8,428	42,845
合計	196,591	265,690

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（1）退職給付見込額の期間配分方法　　支給倍率基準

（2）割引率

第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1.31%	1.00%

（3）期待運用収益率

第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
0.58%	0.58%

（4）過去勤務債務の処理年数　　発生時一括処理

（5）数理計算上の差異の処理年数　　発生時一括処理

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用	33,500	25,940
未払事務所税	2,400	3,120
減価償却超過額	14,800	18,230
未払事業税	53,700	26,240
株式報酬費用	208,400	217,050
退職給付引当金	351,100	251,610
賞与引当金	48,600	41,890
その他	2,000	1,780
評価性引当額	-	-
合計	714,500	585,860

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
法定実効税率	40.65%	40.65%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%	3.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.21%
その他	△0.11%	△0.20%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	44.16%	46.10%

3．　法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)　地域に関する情報

売上高

第16期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬　9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬　8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3)　主要な顧客に関する情報

第16期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,055,053千円	投資運用

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）　UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金 ・ 預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191		
									未収入金	12,057
							その他営業収益	334,026	その他未収収益	153,365
							運用受託報酬	9,428	未収運用受託報酬	3,932
							事務委託費	171,540	未払費用	47,495
							給料・手当	79,276		
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費（受取） 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 資産運用業務に関する事務委託	その他営業収益 人件費（受取） 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	583,691	その他未収収益	152,478
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	１百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報酬	967

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

　　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金　・　預金	2,685,819
							増加	4,896,377		
							減少	2,591,640		
									未収入金	1,383
							運用受託報酬	3,626	未収運用受託報酬	4,044
							その他営業収益	530,376	その他未収収益	305,772
							事務委託費	150,692	未払費用	111,449
							給料・手当	42,399		
							営業雑費用-その他	40,527		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住　所	資本金又は 出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費（受取） 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	16,609 56,861	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,851 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

　　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2．　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1.　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月 1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第18期 中間会計期間末 （平成24年9月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			2,972,047
未収入金			12,088
未収委託者報酬			833,982
未収運用受託報酬			437,339
その他未収収益			645,586
繰延税金資産			211,610
その他			39,520
流動資産計			5,152,174
固定資産			
投資その他の資産			556,760
繰延税金資産		511,760	
ゴルフ会員権		45,000	
固定資産計			556,760
資産合計			5,708,934

期別		第18期 中間会計期間末 （平成24年9月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			41,577
未払費用			1,028,759
未払消費税			30,465
未払法人税等			586,704
賞与引当金			399,950
その他			1,432
流動負債計			2,088,889
固定負債			
退職給付引当金			250,438
固定負債計			250,438
負債合計			2,339,327
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,169,606
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		619,606	
繰越利益剰余金		619,606	
純資産合計			3,369,606
負債・純資産合計			5,708,934

(2) 中間損益計算書

期別		第18期 中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
営業収益			
委託者報酬		4,495,403	
運用受託報酬		685,878	
その他営業収益		968,085	
営業収益計			6,149,366
営業費用			
支払手数料			2,308,429
広告宣伝費			46,902
調査費			42,215
営業雑経費			39,301
通信費		3,857	
印刷費		620	
協会費		8,865	
その他		25,957	
営業費用計			2,436,848
一般管理費			
給料			1,397,494
役員報酬		118,093	
給料・手当		868,581	
賞与		410,818	
交際費			34,564
旅費交通費			39,254
租税公課			19,935
不動産賃借料			124,619
退職給付費用			91,558
事務委託費			932,464
諸経費			29,311
一般管理費計			2,669,202
営業利益			1,043,316
営業外収益			
受取利息		103	
雑収入		63	
営業外収益計			167
営業外費用			
為替差損		6,330	
営業外費用計			6,330
経常利益			1,037,153
税引前中間純利益			1,037,153
法人税、住民税及び事業税			571,036
法人税等調整額			△ 137,510
中間純利益			603,627

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本			第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年9月30日
資本金	当期首残高		2,200,000
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		550,000
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		2,715,979
	当中間期変動額	剰余金の配当	△ 2,700,000
		当中間純利益	603,627
	当中間期末残高		619,606
利益剰余金合計	当期首残高		3,265,979
	当中間期変動額		△ 2,096,372
	当中間期末残高		1,169,606
株主資本合計	当期首残高		5,465,979
	当中間期変動額		△ 2,096,372
	当中間期末残高		3,369,606
純資産合計	当期首残高		5,465,979
	当中間期変動額		△ 2,096,372
	当中間期末残高		3,369,606

（重要な会計方針）

1．　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2．　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

注 記 事 項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,972,047	2,972,047	-
未収委託者報酬	833,982	833,982	-
未収運用受託報酬	437,339	437,339	-
その他未収収益	645,586	645,586	-
資 産 計	4,888,955	4,888,955	-
未払費用	1,028,759	1,028,759	-
未払法人税等	586,704	586,704	-
負 債 計	1,615,463	1,615,463	-

（注）1.金融商品の時価の算定方法
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1． セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2． 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
556,420千円	733,227千円	364,315千円	1,653,963千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,097,542千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1） UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

（1株当たり情報）

第18期 中間会計期間
自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日

1株当たり純資産額 156,000円32銭
1株当たり中間純利益金額 27,945円70銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 603,627千円
普通株式に係る中間純利益 603,627千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 21,600

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成24年4月1日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド	125百万英ポンド （日本円換算 約17,895百万円）	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

＊ 平成25年3月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝143.16円）により円換算し、四捨五入して表示しています。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社
当ファンドの受託会社として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社
当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社
委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社
該当事項はありません。

(2) 販売会社
該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成24年 5月25日	有価証券届出書および有価証券報告書
平成24年11月22日	有価証券届出書および半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年4月5日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　英 公一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯原 尚　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）の平成24年2月28日から平成25年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ海外株式ファンド　Ａコース為替ヘッジあり（野村ＳＭＡ向け）の平成25年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

ファンドの監査報告書2へ

独立監査人の監査報告書

平成25年4月5日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　英 公一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯原 尚　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）の平成24年2月28日から平成25年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ海外株式ファンド　Ｂコース為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）の平成25年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２４年6月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上 野 佐 和 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第１７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

ファンドの監査報告書2へ　　委託会社の監査報告書（中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月３日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上野 佐和子 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 志保　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第１８期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期）へ